論説

国労にみる戦後左派労働運動の軌跡と悲劇

新川敏光

一　課題と視角

戦後日本形成の特徴を問うとき、自民党長期政権を無視することはできない。一九五五年の保守合同以来、一九九三年にいたるまで長期にわたって自民党が政権を担当してきたという事実が、日本の政治経済のあり方を規定してきた。そして自民党長期政権を許したのが、野党、とりわけ社会党の「ふがいなさ」であったというのも通説に属する。社会党の停滞がどこから生じたのかといえば、そのイデオロギー的硬直性に原因を求めるのが一般的であろう。たとえば石川真澄・広瀬道貞は、社会党の停滞の原因は、党の国会議員達すら一九六〇年代以降は「革命」

の現実性を信じていなかったにもかかわらず、安易にマルクス・レーニン主義の教条に寄り掛かり、現実的政策を打ち出せなかったことにあると論じている（石川・広瀬 一九八九、三三―三四頁）。大嶽秀夫は、基本的にこうした説を支持しつつも、社会党の教条主義という問題に対して、より周到な分析を行っている。つまり、大嶽によれば、社会党の教条主義は、単に党の主体的組織的問題（左右抗争といった）に還元されるものではなく、自民党の右翼的体質への警戒・反発から生じたものであり、問題点はむしろ戦前の伝統的価値体系との対決抜きに、なし崩し的に再軍備を進めた自民党の側にある。実は社会党は、経済政策の面では自民党とさほど対立点を持たなくなってきたにもかかわらず、軍事問題をめぐるイデオロギー的対立ゆえに、「現実主義化」に遅れてしまったのである（大嶽 一九八六）。

このようにイデオロギーを社会党低迷の原因と考える通説に対して、イデオロギーを独立変数とみなすことに否定的な見解もある。たとえば、渡辺治は、社会党が「現実主義化」しなかったことに問題の本質はないと考える。なぜなら、渡辺によれば、日本には「現実主義化」した社民といえる民社党が存在しており、この党もまた社会党と同様に停滞していたことを考えれば、日本における社会民主主義勢力の停滞は、「現実主義化」とは無関係なところで生じたことがわかる。両党の停滞は、イデオロギーとは関係なく、日本の社会的支配の客観的構造から生じたのである。端的にいって、高度経済成長期に形成された企業主義的労使関係が社会民主主義勢力の台頭を阻んだのである。

……企業主義的組合は、自らの政治要求ももっぱら企業の繁栄と日本経済の成長を通じて実現するという志向をもったため、

企業の支持する自民党と分離・対立して独自に労働者党を育成強化するという意欲がヨーロッパに比して希薄となった。企業活動にとって有利な条件の育成ということであれば、社会党や民社党よりは官僚機構と自治体を握る自民党の方が頼りになったし、自前で労働者党を育成するより安上がりでもあった。また、企業社会にくみ込まれた労働者の意識も、経済成長と企業の成長を通じて自己の生活を改善するという志向から、次第に労働者党から離れ、自民党へと向かったのである（渡辺　一九九一、二七七―二七八頁）。

ここで渡辺は、自民党長期政権を理解する鍵が、近年の比較政治経済学にいう交差階級的連合（cross-class alliance）にあったことを指摘している。[1] つまり、自民党は保守勢力のみならず、通常それへの対抗勢力とみなされる労働の一部（もしくは主要部分）の支持を取りつけることができたからこそ長期政権を維持できたのであり、こうした交差階級的支持の動員を可能にしたのが、企業主義的労使関係であったと考えられている。ではいかにして、渡辺がここで記述している企業主義的労使関係が形成されていったのかという問題を検討しているのが、樋渡展洋である。樋渡は、企業福祉を中心にして、それを補完する形で公的福祉を発展させるという自民党の政策が、階層横断的（ここでの言葉でいえば、交差階級的）支持を獲得し、翻って社会党に現実主義的かつ魅力ある政策選択の道を閉ざしたという（樋渡　一九九三）。

渡辺と樋渡はともに交差階級的連合を自民党長期政権の背景として捉える点では共通しているが、渡辺が企業主義を通じての交差階級的権力リソース動員を独立変数と考えるのに対して、樋渡はそれが自民党の政策によるものであると考える。つまり樋渡にとっての独立変数は政策である。これは、政治学のなかでステイティズム以来議論

となっている「国家と社会」をめぐる問題であるが、国家（政策）の社会編成への影響を強調する見解と社会勢力の国家への影響を重視する見解は、実証レベルでいえば、政策過程サイクルのなかでインプットを強調するかアウトプットを強調するかの違いであり、相補的に考えて差し支えない。企業主義が形成される過程での、とりわけ一九五〇年代における民間労使の緊張・対抗関係は周知の事実であり、こうした権力闘争の帰結として企業主義が生まれた点を忘れるわけにはいかないが、他方自民党の税制上の優遇措置を含む福祉政策が交差階級的支持を動員し、社会党の現実主義的対抗戦略を不可能にしたという指摘は、従来あまり省みられなかった重要な側面である。

戦後政治経済体制の中心に交差階級的連合を置くことに異論はないが、本稿では、渡辺・樋渡ともに十分に言及していない問題について考察を加えたい。いわずもがなともいえるが、保守主導による交差階級的連合を可能にした背景には、組織労働内における大手民間労組と官公労組との対抗関係・分裂が労働の階級的団結を阻んだという事情があった。社会党の低迷の直接的原因が、その教条主義にあったかどうかは別にして、社会党の低迷と教条主義が表裏一体の関係にあったことは事実である。これには、樋渡のいうように、自民党の政策に対して社会党が十分現実的かつ魅力的な代替肢を提供する可能性がなかったという事情もあろうが、そもそも社会党が自民党と同次元の政策によって、これと競合するということは、政策論の前に、組織論の問題として不可能であったといえる。当時の社会党の支持基盤をみれば、総評、就中官公労組であり、これら組織労働は階級闘争路線をとっていたわけであり、社会党がこれに反した現実主義路線をとるということは、「階級政党」としての自己を否定することになる。換言すれば、限定的とはいえ、労働者政党である社会党が、総評の方針から離れ、「現実主義化」することは、文字通り新たな政党として生まれかわることであり、不可能に近かった。社会党の「現実主義化」のためには、総

評・官公労の柔軟化が前提条件だったのである。これは昨今の社会党の「現実主義化」からも理解されよう。社会党の保守諸政党への「擦り寄り」は、組織労働が行革路線の中で右派主導のもとに統一されたという背景抜きには考えられない。

さて一九六〇年代にみられた社会党の「階級政党」としての自己認識は、一九五〇年代の職場闘争の挫折、自民党の社会政策等の帰結から生まれ、強化された企業主義的労働者の意識とは相いれないものであり、結果として大手民間労組を交差階級的連合へと追いやることになったと思われる。その意味で、左派労働運動の中心的担い手である国労が「階級主義的」に純化する一九六〇年代後半、民間では右派労働運動のなかでも最も企業主義的といえるＩＭＦ-ＪＣが台頭したのは象徴的であった（田端　一九九一参照）。ここで問題となるのは、なぜ官公労組が民間労組の穏健化に反して、「階級主義化」していったのか、またそれを可能にした条件とはなんであったのかということである。一般論として、公共部門においては、民間部門に比して雇用保障、労働条件が整っており、これを反映して労働の組織率が高いという傾向がある。さらに公共部門は、民間のように生産性向上のための激しい競争がないため、官公労働者は経営合理化に対して相対的に無頓着になりがちである。民間部門と公共部門とのこうした違いは、とりわけ経済の低迷する時期には両部門の労働組合間の緊張を惹起しやすい。最も団結した組織労働をもつといえるスウェーデンにおいてすら、経済の低迷した一九八〇年代には民間労働組合による官公労批判が高まり、コーポラティズム型賃金決定が最終的に破綻している（新川　一九九四参照）。日本においても、一九七三年の石油危機後経営合理化に積極的に協力していった大手民間労組は、階級主義的に硬直した官公労批判を強めることになる。一九七五年春闘における総評とＩＭＦ-ＪＣ・同盟との対立は、こうした構図から了解できる（新川　一九

九三参照)。

ただ日本の場合、経済不況が民間労組と官公労組との対立をより鮮明にしたことは確かであるが、両者の対立・緊張関係は、不況以前から労働の団結を阻んでおり、その原因の一端は、官公労の階級闘争路線にある。ではなぜ官公労が階級闘争路線を邁進することになかったかといえば、官公労働者が一律にスト権を剝奪されてきたという制度的要因が指摘される。周知のように、一九四八年マッカーサー書簡に基づく政令二〇一号の公布以来、公共部門の労働者はスト権を剝奪された。これに対する官公労働者の被剝奪意識が政府への対決姿勢を強化する背景となる。スト権剝奪の代償として与えられた仲裁制度は、二重の意味で官公労の左傾化の契機となった。まず仲裁制度発足当初は、裁定が十分に政府によって尊重されなかったため、労組が対決姿勢を強め、階級闘争路線を推進するきっかけとなった。さらに後述するように、一九六〇年代、仲裁制度・公労委は、階級闘争路線に拍車をかける重要な役割を果たした。

本稿で官公労を中心とした左派労働運動の代表として取り上げるのは、国労である。なぜ国労かといえば、国労が総評結成以来左派の中心的労組であったというだけでなく、民間労組が職場闘争に敗れ、能力主義管理を受け入れ、資本主義的生産性向上運動に組み込まれていったその時代に、国労は現場協議制を確立し、当局の生産性向上運動を粉砕するという刮目に価する「成果」をあげているからである。また国労は、一九七〇年代後半から除々に穏健化する総評の中にあって、分割・民営化による組織壊滅の危機に晒されながら、左派労働運動の伝統を固守、「主義に殉じた」労組であり、まさに戦後左派労働運動の歴史そのものといってよい存在であった。[2] つまり国労は、単に官公労の中で最も熱心に階級闘争路線を追求した組合の一つであるというだけでなく、最後までその路線に固

執し、分割・民営化の過程で孤立、決定的凋落を余儀無くされたという意味で、わが国左派労働運動の悲劇を最もよく体現している。さらにいえば、総評が官公労に支配され、階級闘争路線を鮮明に掲げていた時代、事務局長として一九五五～七〇年まで長期にわたって総評に君臨した岩井章の出身母体は国労であり、当時の総評と国労との方針は岩井を通じて不可分に融合していたと考えられる。

本稿の仮説は、交差階級的連合モデルに適合的なものである。つまり戦後日本における労働の脆弱性というものは、低組織率だけでなく右派と左派との組織的分裂から生じたものであるが、こうした分裂は基本的には民間と公共部門との対立と考えられる（新川 一九九三）。民間部門においては、企業別組合の枠を所与とし、労使協調による合理化・生産性向上が労使双方の利益になるという合意が形成されたのに対して、公共部門においては合理化を階級的攻撃と捉える左翼的組合運動が展開された。換言すれば、階級ラインに沿わない、階級を交差する連合が、民間部門では市場における競争原理をモメンタムとして「企業的」に形成されていったのに対して、こうしたモメンタムを欠く公共部門では、労働運動が階級主義的に純化されていった。とりわけ日本においては、公務員のみならず公共企業体職員も一律的にスト権を奪われるという占領期「逆コース」の政策的遺産が官公労の被剝奪感を強め、「スト権奪還」にむけた戦闘的運動を可能にした。要するに、戦後日本における交差階級的連合を規定したのは、戦後日本形成の過程で生まれた制度的枠組であったといえる。皮肉にもスト権を奪われ、賃上げの実質的交渉では民間に「寄生」する状態のなかで、国労を中心とした左派労働運動は隆盛し、それが民間労組と官公労組の意識のギャップを拡大し、前者を交差階級的連合へと追いやり、後者の孤立化を招いた。実は一九七〇年代前半総評が「社会的弱者」との連帯強化を打ち出し、一見勢力を回復していった時期に両者の亀裂は深まり、一九七五年春

闘から「スト権スト」にいたる過程で、穏健派労組と保守統治連合との提携関係は決定的となった。これによって、民間労使の交差階級的連合の枠組は完成し、保守支配体制は再編・強化されていく。その過程は、左派労働運動のみならず、革新自治体や市民運動といった社会的対抗勢力全般の衰退を含むものであり、今日の保守全盛を準備するものであった。(3)

二　民間における企業主義的労使関係の成立

戦後日本の政治経済の形成という問題を労使関係から考えるとき、労使対立から労使協調への移行を決定的転換と捉えることに、さほど異論はあるまい。戦後直後の「労働者管理」から「経営協議会」構想にいたる過程が、民主化の波に乗る労働組合の戦闘性を社会主義革命に利用しようとする勢力と、それをあくまで資本主義枠内において吸収しようとする修正資本主義勢力とのせめぎあいであったとすれば、「ドッジ・ライン」から生産性本部の設立をバネとした生産性向上運動の推進は、革命的労働運動の挫折と経営権の確立を背景とした資本主導の労使協調体制への移行を意味していた。(4)

産別主導の労働組合運動は、一般労働者の意識はさておくとしても、共産主義思想に強く影響された活動家達に大きく規定されており、これに対抗する形で商工省、経済同友会、総同盟を中心に経営協議会方式による生産復興が提唱される。ここでの特徴は、企業運営の民主化、産業民主主義であり、労働による経営権の制限がいわば当然

のこととして前提にされていたことである（中島　一九八二参照）。これに対して生産性向上運動とは、同友会系の郷氏浩平が主導的役割を果たしたとはいえ、あくまで「経営権の確立」を標榜し、左派労働組合への断固たる姿勢を訴えた日経連の勝利の上に築かれた運動であった（生産性本部編　一九八五、山下　一九九二参照）。

もとより経済同友会を中心とした修正資本主義と日経連による経済自由主義との対立点を、過度に強調することは適当ではない。なぜなら、同友会による「上からの経営協議会」構想とは、あくまで急進的労働運動の隆盛による生産現場の混乱という事態を収拾するために構想されたものであって、下からの圧力が消滅した場合には資本の経営権を所与とした生産性向上運動へと移行する性質のものであり、そして、いうまでもなく、こうした生産性向上運動が財界総体の合意を得ることに、さしたる障害のあるはずもなかった。日本生産性本部の構成員をみると、本部長石坂泰三を筆頭に、副会長に永野重雄、理事のなかに桜田武、植村甲午郎といった当時の経団連、日経連、日商を担う錚々たる人物が名を連ねていた。このように「総資本」の意志であった産業再編・合理化を通じての生産性向上運動に、全労を中心とする穏健派労組が参加することによって、いわゆる「日本的労使関係」が一九五〇年代後半から形成されていく。

この場合、生産性向上運動に不可欠の前提条件であった労働運動の穏健化は、少なくとも民間部門においては、一九五〇年代に国家・資本の連携プレーによって左翼的労組指導が悉く粉砕されることによって可能となった。たとえば、発送経営が全国的に統一されていたという事情もあって、戦後日本において最も進んだ産業別組織化を行っていたといわれる電産（日本電気産業労働組合）は、「逆コース」をとるにいたったGHQ、それに後押しされた国家・資本による発送・配電部門を統合した九つの電力会社への電気事業の分断・再編を契機に守勢に立たさ

れ、「（昭和）二七年争議」の敗北からついに一九五六年には実質的解散に追い込まれる。電産の採用した「統一交渉・統一賃金」、その標榜した「電気事業の社会化」は、支配勢力（GHQ、吉田内閣、資本）にとって体制変革を目指す脅威と映ったのである（河西 一九八二）。

鉄鋼、石炭など当時の主要産業においても、同様の事情が見られる。左派労働組合運動は、保守政権の支援を背景とした経営側の非妥協的態度によって敗北している。鉄鋼の一九五七年、五九年の賃金交渉では、合理化推進のためには職場における労組の規制を排除することが必須と考える経営側の強硬姿勢の前に労働側が敗北し、その後「一発回答」方式が定着していく。左派執行部の「対決路線」の挫折は、当然にも穏健派による「協調路線」の台頭を招いたが、鉄鋼労連の場合両者の確執は組織分裂にいたらず、執行部の交代劇で終止符が打たれている。五七・五九年争議の後、鉄鋼労連は、総評内にありながら、労使協調による合理化路線を推進する代表的な労働組合となる（松崎 一九九一）。

民間における左派労組の合理化反対運動の最大にして最後の闘争は、いうまでもなく三池争議であった。炭労（日本炭鉱労働組合）は、一九五〇年代電産と並ぶ総評内における屈指の戦闘的労組であった。とりわけ三井六山の企業別連合、全三井炭鉱労働組合連合（三鉱連）は炭労最大の企業連であり、一九五一年の賃金闘争、一九五二年の破防法スト、同年秋の炭労六三ストでは先頭に立って最後まで闘いぬき、五三年の「英雄なき一一三日の闘い」では「退職勧告拒否者」の首を守り、一八四一名の復職に成功するといった経験を経て、最も強固な戦闘的組織の一つとなった。その後も三鉱連は、職場闘争、経営方針変革闘争（経営参加）、長期計画協定闘争（退職者子弟の入替え採用、保安確保、福利厚生の改善）などを指導する。その中にあって、一際注目される存在が三池労組

であった。三池においては、「輪番制」の導入による職制の差別的配役の阻止や、現場職制の作業指示を無視した生産制限を行うところまで職場闘争が推進されていた。したがって三池争議の核心は、経営側の期待する合理化に見合った職場秩序が回復されるのか、あるいは三池労組が経営権に挑む職場闘争をさらに押し進めることができるのかというところにあった。三池争議には三井の枠を超えた政府や財界の活発な動きがあったが、それは単に三池が総評によって安保と結びつけられ、世論の注目を浴びたためではなく、三池の突出した職場闘争が一九五〇年代を通じて国家・資本が推進してきた合理化・生産性向上に真向から対立する質をもっていたからである。つまり三池は、企業主義的な「日本的労使関係」を完成するための最後の関門としてあった（清水　一九六三・一九八二、平井　一九九一）。

ところでこうした民間における左派労働運動の敗北が、労働運動全体の右傾化に直結しなかったのは周知の通りである。わが国最大の労働組織＝総評は少なくとも一九七〇年代中葉にいたるまで、国家・資本との対決姿勢を前面に出し、企業主義的労組に対しては厳しい批判を浴びせていた。総評の階級主義路線を支えたのは、総評傘下組合員の三分の二を占める官公労働者であり、国労、動労、全逓といった戦闘的労組を抱える公労協であった。では以下、こうした官公労働者、とりわけ公労協を中心とした左翼労働運動が一定成功しえたのは何故か、そしてそれが結局は一九八〇年代に全面敗北にいたるのは何故かという問題を、国労の軌跡を追いながら考察していこう。

三　合理化をめぐる「労労対立」

一九五〇年前半、駐日米国大使館のハロルドソン商務官の示唆から、経済同友会を中心に生産性運動への機運が昂まる。同友会は、経団連・日経連・日商にも呼び掛け、一九五四年三月一九日「日米生産性増強委員会」を発足させる。それは、経営者だけを構成メンバーとし、事務上の必要経費をアメリカからの援助資金に頼るものであった。その後六月一五日には、委員制を理事制に改め、「日本生産性協議会」へと改組する。これに通産省が呼応し、日米両政府と財界の間で協議が進み、生産性協議会は生産性本部の準備機関となる。一九五四年九月通産省は日本生産性本部設立の方針を省議決定、その決定はただちに閣議の場で了承されている。その内容をみると、従来の合理化が設備の近代化に止まっていたと反省し、今後は「生産技術、原料、労働、経営技術、流通組織のすべてを含めた総合生産性の向上」を計ることが輸出振興、国民所得増大のために必要であるとの認識に立ち、「政府、経営者、労働者」のすべてを含めた「国民的運動」として「生産性向上運動」を推進すべきであると説いている。国民的運動を実現するため、運動の中心となる「日本生産性本部」は民間団体として設立されるが、それは「『政府が行う生産性向上対策』と相呼応して、民間において国民的規模において活発な活動を展開し、わが国産業の生産性の飛躍的向上を計らんとするものである」（生産性本部編　一九八五、一〇一―一〇二頁）。

一九五五年二月一四日日本生産性本部の創立総会における設立趣意書はこうした政府・通産省の方針に呼応し、国民運動として生産性向上運動を推進する中核として「財団法人・日本生産性本部」を設立すると謳っていた。し

かし発足当初は、国民運動を実現するために不可欠な労働の参加が実現しておらず、生産性本部は労働への呼び掛けとして、五月二〇日「生産性向上運動に関する原則」（いわゆる生産性三原則）を発表する。

(1) 生産性の向上は、究極において雇用を増大するものであるが、過渡的な過剰人員に対しては、国民経済的観点に立って、能う限り配置転換その他により失業を防止するよう官民協力して適切な措置を講ずるものとする。

(2) 生産性向上のための具体的な方式については、各企業の実情に即し、労使が協力してこれを研究し、協議するものとする。

(3) 生産性向上の諸成果は、経営者・労働者および失業者に、国民経済の実情に応じて公正に分配されるものとする（生産性本部編　一九八五、一二八―一二九頁）。

この生産性本部の呼び掛けに対して、労働界は大きく二つに割れる。後に同盟へと発展的に解消する全労は、日経連に対する警戒心を示しながらも、原則的に協力の立場を打ち出した。全労が参加決定に到らなかったのは、傘下の全繊同盟が慎重な態度を崩さなかったためである。しかし全労傘下の総同盟、海員組合は生産性本部への参加を決定する（生産性本部編　一九八五、一六三―一六八頁）。総同盟は、六月二三・二四日の第二回中央委員会の場において、「生産性向上運動に対する総同盟の態度に関する件」を決定、八つの基本的原則を生産性本部と共同確認することを条件に、生産性本部に「参加し、積極的に行動する」ことを表明、九月一六日には総同盟金正米吉会長が生産性本部永野重雄会長代理との間で確認書を交すという迅速な動きを示した。調印後、金正会長は「国内情

勢、世界環境における日本を考えると、チッポケな日本で無理に労資の対立のみを図って一切の問題を階級闘争によって解決せんというのでは国を亡ぼすだけである」と参加の理由を語っている（総同盟編 一九六八、一〇五六―一〇六一頁）。海員組合は、総同盟にやや遅れて、一九五五年一〇月の全国大会で生産性本部の行う活動、ならびに生産性向上を目的とする諸般の運動に対して全面的に協力すること、組合長陰山寿を生産性本部の理事に推薦することを決めた。総同盟主事の古賀専、陰山海員組合長は、ともに労働側理事として、一一月一八日の理事会に初出席している（生産性本部編 一九八五、一六八―一六九頁）。

これに対して、総評・国労は生産性本部に消極的な立場をとった。生産性本部発足直後の総評の幹事会決定（一九五五年三月一四日）では、労働生産性の向上は望むところであるが、日本経済の現状は軍事部門の少数の大資本の手中に賃金と現材料のすべてが独占され、「大資本家は、労働生産性の向上にともなって生産を増加させて価格をひきさげ国民の生活を豊かにしようとはせず、むしろカルテルや、独占を強化して生産制限、操短を行うことによって価格低落を阻止し、あるいは積極的に価格を引き上げて労せずして利潤を維持する道をえらんでいる」と批判している（総評編 一九八九、一九九頁）。総評のいう「軍事部門云々」は、「生産性本部の性格は、ＭＳＡ（相互安全保障庁）再軍備経済政策の一貫で、経営者側が労使協力、生産性向上の美名の下に、労働強化と賃金抑制を図る手段を研究しようとする機関だ」という認識からくるものであったが、米国の援助はＦＯＡ（対外活動局）の資金援助であり、軍事的色彩のないものであったし、また生産性向上の成果配分についても、参加によって資本家中心の偏向を是正しようという総同盟の現実主義路線に対して、階級闘争史観からの決めつけ、教条主義に陥っている感は否めない（総同盟編 一九六八、一〇五六頁）。

こうした総評の左傾化は、「過酷な労働強化により労働災害と疾病と職業病の増加をもたらした」とのマーシャル・プランへの一方的評価からも窺われる（総評編　一九八九、一九九頁）。ヨーロッパではマーシャル・プランをめぐって労働界が分裂し、生産性向上に協力する穏健派労組は世界労連から分離・独立、国際自由労連を設立するが、総評は当初これへの参加を公にしておりながら、サンフランシスコ講和条約をめぐって次第に左傾、世界労連の立場に接近していった。生産性向上に関する総評の見解は、明らかに世界労連よりのものであった。

総評は翌一九五六年の定期大会においても「生産性向上運動と対決する立場」を強調し、生産性向上運動は、(1)新機械の採用やオートメーション化、「科学的」労務管理の採用、系統的な人減らし、賃金体系の改悪、安全競争や能率向上運動の展開、実働時間の実質的延長、福利厚生費の切下げなど、搾取強化のあらゆる方法を全面的に動員して、資本の利潤を極限にまで拡大しようとするものであり、(2)国民運動としての思想攻勢を展開し、労働者の階級意識を麻痺させ、労働組合を御用化して、事実上これを解体しようとする階級協調のカンパニアである、と特徴づけた（生産性本部編　一九八五、一七一―一七二頁）。こうした指摘が全く的外れではないとしても、(1)の資本イメージは、一九世紀的資本家像の域を出ず、資本主義がフォーディズム的「大量生産・大量消費」の時代に入ったことを理解していない時代遅れのものであり、したがって(2)において、社会民主主義的妥協ではなく、対決によって階級の結束を固めることが大事であるとの認識を示すことになっている。

総評は一九五七年には、職場を基礎として、生産性向上と闘う方針を採用する。こうした方針の具体的展開を一九五九年の運動方針から拾えば、「首切り反対闘争の抵抗の中心を生産点での対決（職場闘争および居住地闘争）におき、大衆の闘争意欲とその行動を強化し、大衆闘争を基盤とした産業別統一闘争、さらに全労働者の統一闘争

に発展させる。……機械化、オートメーション化と、それによる旧設備の廃棄、配置転換など、一切の合理化については組合の事前の承認を得ておこなうような協約を獲得する。首切りをさせない雇用安定協約を結ぶ」などとなっていた（国労編　一九八一、一八五頁）。

しかしこうした総評の生産性向上運動との対決姿勢は、全傘下労組からの支持に基づくものとは言いがたい面があった。一九五八年の生産性本部調査は、総評の運動は、その三分の二を占める、生産性運動と関係のない官公労の指導に基づき、思想的観念的反対によって指導されているが、民間単組ではこうした運動方針は空文化し、生産性運動への労使協力体制が生まれつつあると評価している。そして炭労、全電通、合化労連、化学同盟、私鉄総連等の動きを考察した後、「このように総評系の民間単組の殆どが生産性運動に対しては『資本主義下におけるこの運動にすべて反対する』というがごとき総評の指導方針を批判し、条件闘争の立場をとりつつあるのが現状である」と結論づけている（生産性本部編　一九八五、一七三―一七四頁）。こうした生産性本部の評価には、希望的観測が含まれていたことは否定できない。というのは、一九六二年段階の合理化に対する民間労組の態度をみれば、総評系と全労＝同盟系との間には明らかな差がみられるからである。総評系組合が合理化に対して基本的に反対という立場から抜け出せないでいるのに対して、全労系労組の見解には、産業構造や貿易自由化、さらに政策参加といった文脈のなかで、いかに合理化を労働側にとって不利益としないようにするかという問題関心が窺われる（日本労働協会編　一九六二参照）。

とはいえ、一九六〇年三池争議において、労働による職場統制という左派指導が最終的に敗北した後には、総評系民間労組のなかで合理化・生産性向上運動に真向から対立する戦略をとる強硬派がなくなっていくのも事実であ

る。たとえば炭労は、三池争議後政策転換闘争を提唱する。これは、炭労によれば、従来の合理化反対闘争が企業内対決に重点をおいてきたことの限界を打ち破り、経営側の背後にある国の石炭政策を、統一要求による統一行動によって変えていくものであった（大河内編　一九六六、四二五頁、日本労働協会編　一九六二、六六頁）。したがって、「政策転換の闘いは、あの三池の長い抵抗闘争のなかからうまれ、それを発展させたものであって、政策転換という炭鉱労働者の統一闘争をめざすもの」と位置づけられる（大河内編　一九六六、四二六頁）。しかし現実には、三池敗北後炭労には合理化・首切りを阻止する力はなく、結局経営側との「アベック闘争」によって衰退産業の合理化に伴う衝撃を軽減する政策――離職者対策を中心にした――を政府に要求していくことが、政策転換闘争の実質となる（久米　一九九二、一七五―一八〇頁参照）。

一九六二年一月日本労働協会主催の「合理化問題に関する労働組合幹部専門講座」に講師として出席した岡本明保合化労連副委員長は、合化労連が合理化に徹底的に闘う体勢を整えてきたとし、事前協議制の協約化を指導しつつも、協約は結局のところ実力の裏付けがなければ意味がないと主張しているが、質疑応答では、合理化への絶対反対が通用しない民間労組の苦しい立場を次のように語っている。

たとえば日産化学で（昭和）三三年に九州の熊本の鏡の工場が閉鎖されたとき、鏡工場は、富山の同じ日産化学の過燐酸石灰を作っている工場とくらべて、生産性が五倍も低いのです。そういう工場をつぶすことに、おれたちは反対できるかということです。合化労連は、初めは絶対反対でいったけれども、あるところまでいって、鏡の工場の閉鎖は認めるということをこちらからだしました。生産性が五倍も低ければ、これは認めざるを得ない。そのかわりに、労働者をどうするかということに

なっていかなければならない。炭労にしても、掘り尽くした炭鉱の閉鎖に幾万人が反対してもナンセンスになる。同様に新機械が入って、普通一〇億円の工場で一〇〇人の労務者がいるとき、それが二人で動かせるようになれば、余った九八人をどうするかという問題になってくる。これは、資本主義社会の経営である限り認めざるを得ない（日本労働協会編　一九六二、五〇―五一頁）。

岡本はここで、総評の階級主義的方針から逸脱する認識を示している。つまり生産性をあげなければ生き残れない資本主義的経営の下では、合理化による余剰労働力が生まれてくるのは不可避であり、これに反対することは労組としても非現実的である。合理化を不可避とするなら、問題は余剰労働力の再訓練・再配置なのである。炭労の政策転換闘争の意義は、実はこうした点にあったといえる。しかし当時の炭労は、実質的にはこうした路線を追求しながら、合理化反対撤回まで踏み込むことができなかった。

また岡本は、事前協議制について、「計画とか、新会社設立とかの経営の基本方針にまで入るものを協議決定することについては、われわれは問題があると思います。協議決定になると、半分の責任が組合にくるわけですから、経営の基本方針については協議であり、配転とか労働条件については協議決定、と考えていいと思います」と、経営権に関しては干渉しないと明言している（日本労働協会編　一九六二、四七頁）。実は資本の経営権を認め、合理化についても政府の積極的労働市場管理を条件として、これに協力することによって実現したのが、スウェーデンにおける「労使の歴史的和解」であり、社民体制であった（新川　一九九四参照）。したがって岡本の示した認識は、主体的力量は別にして、明らかに労働組合運動の社会民主主義的方向を示していた。

しかし総評、とりわけ国労の合理化への対応は、一九六〇年代柔軟化するどころか、ますます階級主義的に純化していくことになる。

四　国労の合理化への対応

一九四九年、GHQ主導の下に国鉄は公共企業体として再出発することになったが、その後しばらくの間国労の闘いは、仲裁裁定の完全実施要求にあった。[5] 一九四九年末に第一回裁定が出されるが、政府は財政難を理由に、裁定を完全実施しなかった。これに対して国労は合法闘争（公労法枠内の闘争）を打ち出し、ハンガー・ストライキによる世論の喚起、野党を通じて国会での政府の追求、裁判闘争を敢行した。合法闘争の背景には、公企体体制の成立とともに実施された行政整理によって、共産党系活動家が指名解雇されるという事情があった。当時国労では反共産党の民主化同盟（民同）と共産党活動家および容共的中間派である革新同志会（革同）とが、激しい主導権争いを演じており、当局の指名解雇は、民同派の勢力拡大の好機となった。中央闘争委員会（中闘）の共産・革同派二一名の内一七名が解雇されたためである（共産党一一名は全員解雇）。民同中闘委は当局の指示を受け入れ、解雇役員を除く中央委員会の招集を指示することによって（いわゆる「0号指令」）、国労中央における主導権を確立する（有賀　一九七八a、三〇四―三〇九頁）。こうした経緯から、民同主導の国労は、当初仲裁裁定完全実施要求の闘いに「公労法の枠内」という歯止めをかけた。しかしこうした闘争が十分な成果を挙げなかったことから、

国労の方針は次第に強硬になっていく。一九五〇年には超過勤務拒否等の「合法的実力行使」が見られるようになる。そして一九五二年一〇月には「合法の枠を拡大する闘争」を方針化し、一二月にはついに初の「順法闘争」に入ることになった。

この時期、順法闘争とともに国労によって進められたのが、職場闘争である。一九四九年五月、行政機関職員定員法（定員法）が成立し、国鉄当局はこれに基づき、厳しい要員規制を行っていた。これに対して要員確保、予算定員の増加を要求して、国労は職場闘争を組織化する。こうした五〇年代の実力闘争の頂点として、一九五七年春闘が挙げられる。この年、国労は仲裁裁定をめぐって、順法闘争および大規模な実力闘争（勤務時間にくいこむ職場大会を中心とした）を敢行し、岸首相から「仲裁裁定については、誠意をもって尊重する」との声明を引き出すなどの成果をあげ、仲裁裁定をめぐる争いはこの年を境にほぼ解決する。しかし実力闘争に対して、国鉄当局は解雇一七名を含む六〇九名の処分を発表、これに反発した国労は処分撤回闘争を組織するが、再処分、撤回闘争、第三次処分の通告と事態は泥沼化した（国労編　一九八一、一〇二―一〇六頁）。

処分撤回闘争は、とりわけ新潟地本において激烈を極めた。新潟地本は、第三次処分によって二名の解雇者を出したが、この撤回を求めて七月一〇日徹底した実力闘争に入る。新潟地本は、広島地本とともに共産・革同派に率いられた急進的な地本であり、国労本部の方針に逆らって世界労連加盟を決定するなど、突出した動きを示していた。新鉄局長河村勝はこうした新潟地本の体質を変えるために乗り込んできたといわれる人物であり、新潟闘争は始めから波瀾含みであった。結局処分と実力闘争の繰り返し、警官の動員という最悪の事態となった。地本の活動は全国的な注目を集めることになったため、自民党政府は見せしめの意味もあって、新鉄局の安易な妥協を許さな

かった。一旦は国労細井中闘と河村局長との間で事態収拾の妥協が成立したものの、石田博英労相・中村三之丞運輸相が強硬姿勢を貫くよう国鉄当局を叱咤激励、本社兼松職員局長からの指示によって、河村局長の態度は再び硬化する。また石田労相は七月一五日「新潟闘争は労働運動を逸脱しているので、治安問題として対処する」と語っていたが、この方針に基づいて一六日警察庁山口警備部長が新潟県警に「厳重取締り」を指令、一七日には東京高等検察庁の八木検事が新潟地検に現地指導に乗り込む。

こうした事態の推移のなかで、国労本部は「新潟地本は戦う力を持っていても、全国の態勢はそこまで盛りあがっていない」との判断から闘争中止を主張する声と、「新潟を孤立させないためには、新潟を頂点として全国的な闘いに発展させるべきだ」と主張する声とに真っ二つに割れるが、結局闘争中止派が多数派となり、七月一六日新潟闘争中止の指令を発する。新潟地本はこれに反発、事態は紛糾するが、結局なし崩し的に闘争は終結する。国労本部の決定は、総評の意向を反映したものといえる。総評は新潟闘争には当初から消極的で、激励電報一つも打たなかったといわれる。闘争中止決定を行った中央執行委員会の場で、「……総評内では『国鉄に電産の二の舞をさせてはならぬ』と多くの単産がいっている」との発言があったが、これは当時の総評の雰囲気を代表したものであった（国労新潟地本編　一九七九、七〇四―七〇五頁）。一九五八年八月三日から開催された総評定期大会では、国労出身の岩井章事務局長が、総評としては国労本部の中止決定を支持すると述べた後、「われわれの力量を最大に発揮するには、全労働者がもてる力を十分発揮することが必要でありそれには、一部の強い組合の独走ではよくない。……他の組合がたたかう体制を整えていないときは、それを結集するためにも姿勢を低くしてたたかうべきと考える」と総括している（国労新潟地本編　一九七九、七五六頁）。[6]

ここで国労本部の中止指令が戦略的に正しいものであったかどうかを論ずるつもりは毛頭ない。春闘から新潟闘争にいたる一九五七年闘争を取り上げた理由は、それが国労のその後の運動展開に大きな影響を与えたと思われるからである。一九五七年の国労のストライキ闘争は、一九五二年に始まった順法闘争以来の実力闘争の一つのクライマックスであり、仲裁裁定闘争に一定の決着をつけたという点で国労にとって有意義な闘いであったといえる。しかしその後の処分撤回闘争、とりわけ新潟闘争は、国労にとって大きな課題を残すことになった。すなわち公労法の枠を所与とした実力闘争では、政府当局の強硬姿勢を打ち破ることができないとの総括がなされ、公労法の枠組を変えることが国労の悲願となったのである。さらに新潟闘争を契機に、国労の実力闘争を批判し当局との協力関係を打ち出す第二組合（新国労）が生まれ、国労は深刻な組織問題を抱えることになった。これらの要因は、しだいに国労の急進化を促すことになる。

総評・国労によるスト権奪回の闘いは、当面は「低姿勢」方針の下に、ＩＬＯ八七号条約（「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」）批准、公労法四条三項（公企体の職員でなければ、その企業体の労働組合の組合員にも組合役員にもなれない）をはじめとする国内法改正を目標としたＩＬＯへの抗議申立てという形で展開された。公労法四条三項は、そもそも官公労働者のストライキ権の全面・一律禁止から生まれた団結権侵害であるから、その問題の根本的解決をめざすことは当然ストライキ権の奪回につながるというのが総評の公式見解であったが、国労にとってこの戦術は、より直接的かつ深刻な事情に規定されていた。すなわち、「四条三項」は、国労が「０号指令」以来の合法闘争路線を撤回、順法闘争を打ち出した時から被解雇者の身分権限問題として国労と国鉄当局との間に緊張を引き起こしていたが、一九五七年闘争で大量処分を受けた国労にとって、「四条三項」の廃絶は死活

問題となっていた。さらに国労の実力闘争への反発から、一九五七年八月以降国労からの脱退者が相次ぎ、新潟新地労を始めとする一四にのぼる新たな組合が五七年末までに結成され、これが大量処分とともに国労の組織基盤を揺るがしていた。

このように五七年闘争によって、国労としては公労法の現行の枠をそのままにしての実力闘争の限界を認識し、スト権奪回、つまり公労法の枠組の修正を目指す方向へと方針を急進化させながらも、組織的力量の低下からしばらくは「低姿勢」を余儀無くされたと考えられる。現行枠組の打破という急進的目標と主体的力量に規定された低姿勢、この二つを矛盾なく結合させた戦術が、ＩＬＯへの提訴であった。このように一九五七年闘争後、国労の打ち出した「低姿勢」方針は、あくまで組織防衛上導きだされたものであって、長期的運動方針は、急進化を志向していた点に留意する必要がある。換言すれば、主体的力量さえ回復すれば、国労が実力闘争によるスト権奪回へと向かうであろうことは、当然予想された。

ところで新潟闘争において特筆に値するのは、運動の狭隘性・独善性である。一九五七年七月一六日、貨物の停滞に怒る農民がムシロ旗をたてて新潟地本におしかけるという事件が発生する。新聞報道によれば、

国鉄争議で貨物が停滞しスイカや夏野菜が腐るのをどうしてくれると一六日午前一一時過ぎ新潟市および蒲原四郡の農民代表約三五〇名がムシロ旗を立てて新潟鉄道局に押しかけ国労新潟地方本部相田委員長をつるし上げるなど局側、組合側と二時間にわたってもみ合い、代表の佐藤県農協中央会長、山田県信連専務理事らが決議文をつきつけた。……農民側の言い分によると貨物の停滞で輸送中のスイカ、夏野菜約一万トンがくさって損害一億円、豚が駅頭に放置されて死ぬなど畜類薪炭約一万二

千トンの滞貨で損害二億円、このほか肥料、農薬など農業用資材の運搬不能が約八千トンに上り、追肥ができないため稲作の減収と病害虫の多発は、はかり知れないと訴え、組合側の回答を不満として座込みをはじめたが公安員が出動して同午後一時引揚げた（鉄労新潟地本編　一九七一、二八頁）。

こうした事態に対して、新潟日報の社説は、新潟では米価闘争を始め農業所得税の過重反対闘争、新潟飛行場拡張に対する農地擁護運動などで国労が農民と提携してきたことから、わが国で労農提携の真の実を結ぶのは新潟であろうとの期待もあったと背景説明を行った後、新潟闘争によって農民がムシロ旗を立てて即時闘争中止を訴えるという事態に及んだことを深刻に受け止め、国鉄労組に農業経営への配慮が足らなかったのではないかと反省を求めている（新潟日報　一九五七年七月一七日）。しかし国労新潟地本は、「実態は自民党の院外団のような男がひきつれ、局前の食堂で酒を飲ましておしかけたものであった」と問題を極力軽視している（国労新潟地本編　一九七九、六八九頁）。これは、農協中央会長を含む数百人の抗議に対する総括としてはお粗末であり、そこには運動の狭隘な指向性を修正し、運動の横への広がりを獲得しようという意欲が感じられない。こうした新潟地本の独善主義に対して、脱退者達が「国民の批判を受けるような闘争はいけない」、「もっと農民や他の労働者に理解協力を得るような闘争でなければならない」と批判したのは、半農半労の職員が多かった新潟国鉄においては、とりわけ正鵠を射たものであったといえよう（鉄労新潟地本編　一九七一、三八頁）。

総評・国労本部は、新潟地本の突出をたしなめたが、それが民同派による共産・革同派への単なる党派的な攻撃ではないとしたら、どこまで真剣に「独善的急進的運動」の弊害を総括していたのであろうか。その後の運動展開

が示唆してくれよう。

五　国鉄の合理化案

国鉄の合理化は、通常一九五七年の第一次五カ年計画に始まるといわれるが、この第一次五カ年計画、第二次五カ年計画、第三次長期計画は、高度経済成長に伴う輸送需要の伸びに対応した輸送能力の増加（幹線輸送・通勤輸送力の強化、電化・電車化、ディーゼル化等）を目指したものであり、第一次、第二次計画とも高度成長の要請する輸送運搬能力に対応しきれず、さらに計画を大規模化するために途中で放棄されていた。こうした計画の膨張は、国鉄当局の経営上の判断に基づくものというよりは、政治的に決定されたものであった。自民党内の高度経済成長推進派による大規模投資計画には、モータリゼーションによる輸送産業内の競争の激化という要素が十分考慮されていなかった。こうした国鉄経営の政治化は、一九六四年三月国鉄の反対にもかかわらず鉄道建設公団が設立されたことによって、さらに加速することになる。

国鉄は独立採算制を建前としつつも、基本運賃法定主義によって財政健全化への自助努力の道が閉ざされ、国庫補助への依存体質を必然的にもつことになったが、鉄道建設公団は、国鉄当局の当事者能力をさらに損なうことになった。従来、鉄道新線の建設は、鉄道敷設法によって定められ、鉄道建設審議会で着工の建議を受けたものについて運輸大臣の許可を得て、国鉄が自己負担によって建設・経営することになっていたが、鉄道を経済成長の推進

力と考える自民党内の政治家達は、こうした手続きでは新線敷設は間に合わないと考えた。鉄道建設公団設置に積極的に動いた田中角栄は、第三四回鉄道建設審議会（一九六二年三月二八日）の場で、次のように語っている。

私は鉄道は今のような考え方ではいけないという考えをもっている。年間二〇〇〇億円という建設ではどうにもならないのであって、少なくとも国鉄の年間の建設・調査・改良費を入れて倍の四〇〇〇億円程度の一〇カ年計画ぐらいが必要ではないかというふうに考えている。……採算のとれないところに投資をしてはならないということは間違いと思う。……ほんとうに深刻な立場で人口の分散化、大都市の過当集中を排除することを考えなければいかんと思うのである（中西　一九八五、一〇三―一〇四頁）。

後に「日本列島改造」の提唱者となる田中角栄の面目躍如といったところであるが、第一次～第三次計画は、このようないわば拡大再生産の方向でなされた合理化であり、輸送能力の増大が第一の目標となっていた。確かに第一次計画の基本方針を設定した国鉄経営調査会（一九五五年に運輸大臣の諮問機関として設置された）の一九五六年一月の答申では、経営再建のために血のにじむような経営合理化が必要であると述べ、「今後の人員の増員をきたさないこと」を第一の目標としていた。しかし第一次・第二次計画の間、労働人員は一万七千人削減されたとはいうものの、国鉄の経営は一九五七年から好転したため、経営再建という目的は輸送能力の強化という目的の前にかすんだ恰好となっていた。このように国鉄の合理化では「人減らし」が前面に押し出されていなかったということと、国労が低姿勢を方針化していたことが相俟って、国労の合理化への当初の認識は、むしろ穏健なものであっ

た。一九六〇年の国労の第二〇回全国大会では、「『合理化』が資本を投入して機械化、近代化、設備改善を推進する場合には、原則としてこれに反対せず、『合理化』が首切りや労働強化をともなったり、賃金引下げに通じるときには反対するという立場」を示している（国労編　一九八一、一八九頁）。

第三次五カ年計画も基本的には拡大再生産路線であったが、一九六四年から国鉄経営が再び赤字に転じ、その後好転の兆しが全くみえなかったことから、一九六七年国鉄は全部門における「人減らし」案を発表する。国労は当局の示した「合理化項目」に「見込み人員」を試算し、合計を五万人と見立て、これを五万人「合理化」計画と呼んだ。そしてその年の全国大会ではいかなる合理化にも反対する強硬な立場を表明する。これは国労の階級主義的純化を示す重要な文書であるので、多少長く引用してみたい。

［反「合理化」闘争の基本方針（要約）］

(1)　どのような「合理化」にあっても資本主義のもとでの「合理化」は必ず搾取と収奪の強化をもたらすものであり、基本的に絶対反対を貫くのが正しい。

……

(4)　資本主義のつづくかぎり「合理化」攻撃はつづく。したがって、ほんとうの反「合理化」闘争は資本主義そのものの打倒へと結合して発展するものであり、このような階級的自覚と団結の強化こそが、重要な運動上の評価である。したがって、たたかいを集約する場合は、たたかいを通じて労働条件についての要求の前進など物質的な利益の成果という面と、労働者の階級的自覚がどれだけ高まったかという両面を統一的にとらえる必要がある。

(5) 反「合理化」闘争は階級的なたたかいであり、これを単なる〝ものとり闘争〟にしてしまって労働者に敗北感をあたえることのないよう配慮し、同時にたたかいを企業内にとじこめてしまわないよう、つねに政治的課題との結合をはかること。

(6) いまの「合理化」は資本主義の危機の深まりのなかで、その体制を維持しようとしてすすめられているものであり、搾取や収奪の強化とともに、労働者の権利を奪い、労働組合を弱めようとする思想攻撃と一体となってかけられていることを正しく理解する（国労編 一九八六、一〇一―一〇二頁）。

国労はここで、資本主義下での合理化は搾取の強化に他ならないから、いかなる場合にも反対し、資本主義の打倒をめざすと、公然と社会主義革命路線を打ち出している。こうした国労の左旋回は、高度経済成長、貿易自由化に敏感に反応し、企業主義的労使協調路線を確立していったＩＭＦ-ＪＣを中心とするビッグ・ビジネス・ユニオニズムと鮮やかな対照をなすものであるが、国労の階級主義への純化は、鉄道が国際競争に無関係な国内指向型の産業であり、しかも国鉄が独占的公企体であったという制度的枠組抜きには考えられない。さらに特殊国労の事情として、現実主義路線をとる新国労の台頭があり、これへの対抗・封じ込め路線として、「職場に労働運動を」をスローガンに職場闘争の強化を図っていたこと（これは一九五〇年代の「要員闘争」とは異なり、職場における団交権を求めるものであった）と国労の左旋回とは密接に関係している。

新潟闘争を契機に国労の左派路線を批判する新国労が生まれるが、これによって職場での主導権をめぐる組合間の争いや労使間の混乱が多発する。その象徴的事件が、三六協定（労働基準法に基づく超過勤務協定）問題であった。国労は、国鉄当局が新国労に有利なように三六協定の締結単位を都合よく使い分けていると批判した。国労の

主張によれば、「国労組合員が少数の地方では、新国労に三六協定の締結権を与え、国労の組合員が多数を占める地方では、逆に、新国労が過半数を占める駅・区の締結権を認めるという運用を試みた」（国労編　一九八一、二一三頁）。その結果三六協定の二重締結現象が生じることになった東京では（東鉄管理局は新国労過半数の駅・区を各々三六協定締結単位とし、他方国労東京地本とも三六協定を締結した）、国労東京地本が「三六協定の締結単位」について、一九六四年三月一日、東京調停委員会に調停申請を行った。国労の基本姿勢は、三六協定の事業場ごとの締結を要求するものであり、「職場の問題は職場でとりあげ、職場で交渉し、職場で解決する」というものであった。これに対し、同年一一月三〇日同調停委員会は、「三六協定の締結単位は現業機関単位とすること」、「締結権者については、労使それぞれの側において事業の公益性を考慮し、協議のうち決定すること」との調停案をだす。締結単位を現業機関にまで落とすことには国鉄当局も同意したものの、締結権者について現場長にまで落とすかどうかについては労使の見解が対立、結局国労は一九六六年六月二〇日、公労委に対して仲裁申請を行うことになる。これに対して、仲裁委員長金子美雄は、仲裁裁定を行わず、「斡旋」によって打開を図る。金子の斡旋案は実質的に国労の主張する現場長による締結権を認めながら、国鉄当局の面目が保つように工夫されていた。すなわち従来の三六協定にあたる内容の基本協定を管理局長と地本委員長間で締結し、これに則って現場長、分会長間に三六協定を締結するというものである（国労編　一九八一、二一八―二二二頁）。

こうして三六協定をめぐる争いが、実質的に国労の勝利に終わったことにより、国労の「職場に労働運動を」という闘いは、第二段階に入る。『団体交渉に関する協定』を改定し、職場に団体交渉権を確立する闘いである。これに対して国鉄当局は、(1)国労分会は交渉単位ではない、(2)国鉄の現場長に「交渉権限・処分権限」はない、(3)組

合要求には「管理運営事項」に抵触するものがある、として全面対決の構えをみせた。したがってこの問題について、当事者間の話し合いに入ることができず、国労側は再び調停を申請することになった。調停申請は、福岡（一九六七年六月八日）、仙台（同六月三〇日）、広島（同上）の三地方調停委員会に対して行われた。調停案は各々一〇月に提示されたが、いずれも国労の申請を承認する内容となっていたため、国鉄当局はこれを拒否、一一月には国労は福岡・仙台・広島の三地本の委員長と本部委員長との連名で公労委へ仲裁申請を行った。公労委仲裁委員会は、この場合も「裁定」を出さず、「勧告」によって労使の合意を得ようとする。一九六七年一二月五日に内示された勧告は、現場に発生する紛争は、「なるべくその現場に近い労使のレベルにおいて迅速かつ実情に即した解決をはかることが望ましい」との観点から、「駅、区および自動車営業所における労使紛争の円滑かつ平和的な解決をはかるため、組合の分会に対応する労使の間に現場協議機関を設けること」を求めていた。職場団交という言葉こそ用いられていないものの、その内容は国労の主張をほぼ全面的に認めるものであった。国鉄当局は当然受け入れを渋るが、国労は年末反「合理化」闘争によって「現場協議制度」の協約化を要求し、ついに一二月一五日当局の勧告受諾を引き出した。このように「職場に労働運動を」という国労の運動方針は、ほぼ全面的な勝利をかち取ることになった（国労編 一九八一、一二四―一三七頁、国労編 一九八六、一〇二―一一二頁、兵藤 一九八二）。

こうした勝利を国労は一九六八年七月の定期全国大会の場で「よく闘った」、「素晴らしい闘いであったといってもいいすぎではない」と自画自賛し、これは「運動路線の正しかったことを立証するもの」であるから、「誇りと確信をもって、これからの運動の一層の強化と発展をはからねばならない」と総括したのである。「すでに、民間の労働組合の多くが労使協調型労働組合に移行し、官公労にもその影響がひしひしと迫っていたこの時期に、国労

は戦闘的労働組合運動の旗を、より高く掲げてすすむことになった」（国労編　一九八六、一一三頁）。しかしこの高揚のなかにこそ、危険が潜んでいたはずである。前述のように、新潟闘争中止を総括して、岩井総評事務局長は、「われわれの力量を最大に発揮するには、全労働者がもてる力を十分発揮することが必要でありそれには、一部の強い組合の独走ではよくない。……他の組合がたたかう体制を整えていないときは、それを結集するためにも姿勢を低くしてたたかうべき」と語っていた。この総括を生かすためには、一九六八年当時なお事務局長として総評を指導していた岩井は、民間労組の意識から遙かに突出した国労の階級主義的運動の問題点を、一労組が革命主義路線をとって国家・資本と対峙することの危うさを、諭すべきであった。しかし実は、資本主義下における合理化絶対反対の国労の方針は、まさに岩井の考えに呼応したものであり、当時国労の運動を牽制する動きは総評執行部からは全くみられなかったのである（志摩　一九八六、一〇七―一〇八頁）。

六　マル生闘争

現場協議制度が生まれたのは一九六八年であるが、これが国労による職場支配の道具として完成することになったのは、いわゆるマル生闘争の後であるといわれる。[7] マル生闘争は、合理化をめぐる国鉄当局と国労の争いの天王山であった。そしてこの闘争に勝利し、階級主義路線に自信を深めた国労は、公労協および総評の中心メンバーとして、一九七五年「スト権スト」へと突入していくのである。結局「スト権スト」は、わが国左派労働運動にとっ

て最後の大型ストとなった。これに敗北した総評は、その後労働運動の主導権をとることができなくなり、大型ストを指導する力を失ったからである。[8] 一九七五年を境に右派労組は資本との提携を通じてだけでなく、政策参加によって保守統治連合への接近を強め、保守支配体制の一翼を担うようになる。[9] こうした背景下に右派主導の労働戦線統一が進むのである。そして結局最後まで階級主義路線に踏み止まった国労は、分割・民営化によって壊滅的打撃を受ける。実は国労―左派労働運動の著しい退潮は、階級的団結（「労労対立」の解消）への配慮を欠き、党派的に「階級主義」的純化を推進したマル生闘争のなかに準備されていた。[10]

一九五七年から一九六八年にいたる国鉄の三次の近代化計画に示された合理化案は、基本的に国鉄の独占的経営を前提にして高度経済成長に見合った輸送能力の増強を目指すものであった。これに対して、一九六八年に公表された「国鉄財政再建推進会議」の意見書は、国鉄財政の破綻とその財政措置を最大の課題とし、経営の効率化を前面に押し出した「再建合理化」案となっていた。これには国鉄財政が一九六四年に再び赤字に転落してから好転の萌しが見られず、一九六七年度の累積赤字が一四四七億円に達していたという事情があった。財政再建基盤強化という観点から、主として資金上及び財政上の問題を検討した第三部会の審議経過報告をみれば、財政悪化の原因を、大きく「輸送構造の変化に伴う国鉄輸送の地位の低下、その結果としての運輸収入の伸び悩み」と「人権費の増嵩と資本経費の増加」に求め、国鉄が独占を背景として公共的不採算輸送の維持をはかることが必要であり、可能であった時代は終わり、公共性と企業性の調整が問題になっていると指摘している（国労編　一九七九、二〇―二一頁）。要は輸送市場における競争の激化とともに、独占を前提とした国鉄の公共性論は根拠を失いつつあり、企業として近代化を図っていく必要があるということである。

財政悪化の原因として指摘されている上記三つの問題は、いずれも国鉄が独立採算制を謳いながら、その経営が甚だしく公的に規制されてきたことに起因する。したがって財政再建の問題は早晩経営形態論へと波及せざるをえなかったといえるのだが、当時高度経済成長のなかで自民党による国鉄の政治的利用が十分反省されていなかった状況下では、国鉄が独自に取り組みうる事柄は限られていた。とりわけ重視されたのが、労使関係の改善である。一九六九年五月磯崎叡総裁が誕生するが、彼が国鉄の急務として取り組んだのは、職場規律の再確立、現場長の士気高揚であった。[11] 磯崎総裁は就任早々、「職場に人間性を回復」するための「人づくりの教育」をめざして全国行脚の旅にでる。磯崎は一九六九年七月から一一月末まで、三千人を超える現場長と懇談し、相当積極的な反応を得たようである。その後の現場長の座談会を読むと、「総裁は、非常に勉強されて、自信をもっておられるということです。われわれ、現場の第一線にいるものは、ただ言われたことをやるだけでなく、前進的な気持で勉強して、経営の一旦を担わなくてはならないということを職員に話したんですが、非常に感銘を受けていました」、「今まで私ども現場管理者は、職場管理を一生懸命にやっておりますが、それが正しかったんだということで励ましになりました」、「総裁の包擁力（ママ）の大きさに感銘しました」と口々に磯崎総裁を賞賛し、「最後は愛社精神だ」、「自分の仕事に対して誇りをもつ」ことが大切だと精神論を展開している（国労編　一九七九、五四―五六頁）。

全国行脚から生まれたのが、第一に功労賞であった。それは「国鉄の各職場で、日ごろ旺盛な責任感をもって、地道に職責を果たしている多くの職員の努力にむくいるために」設けられたもので、「日常、きちんと勤務をし、旺盛な責任感と、不断の注意力をもってその職責を全うする」者を表彰するためのものであった（国労編　一九七九、五六―五七頁）。次に、「現場と管理部門とのパイプを太くすることによって、現場職員が何を考え、何を望ん

でいるかを把握し、合わせて、職場の改善と職員のモラール向上に役立て」るため、「国鉄という企業を認識し、国鉄職員としての自覚を」喚起するために職員局に職員管理室を新設した（国労編　一九七九、六一頁）。とりわけ重要な改革が、職員局養成課の能力開発課への改組であった。

（能力開発課は）従来の技能者養成的な教育から、さらに積極的な能力開発、総合的な人材養成への発展をはかることを目的としたものである。すなわち職員の能力開発および活用については、その基本的施設の樹立はもとより、鉄道学園および職場における教育等について、強力かつ総合的な施策の推進をはかる必要があり、こうような（ママ）精神にてらして、養成課から能力開発課へと発展することになったものである（国労編　一九七九、六二頁）。

能力開発課は、磯崎総裁―真鍋職員局長―大野能力開発課長というラインのなかで、生産性運動の尖兵として活躍することになる。生産性運動が本格化する直前の一九七〇年三月真鍋局長は、再建のためには合理化による生産性向上が必要であり、合理化に反対するような労働組合運動は国鉄を再建不可能な倒産企業に追い込むものであると国労を牽制している（国労編　一九七九、五七―六一頁）。国鉄においては、職場の雰囲気を改善すること、労使一体化を推進することが、まず第一の目標であった。鈴木宏運転局長は、「生産性運動は則生産性向上運動ではなく、心構え・理念の問題である」と語っている（国労編　一九七九、七二頁）。大野能力開発課長は、『運輸と経済』一九七一年六月号に「昭和四六年国鉄経営計画と生産性運動」という論文を発表しているが、そのなかで一九四四年のＩＬＯフィラデルフィア宣言に言及し、「労働は商品ではない」という人間性尊重の経営、「生産性向上は手段

であって目的ではない」、「究極の目的は地球上から貧困と病気を追放することである」と生産性運動の理念を説き、国鉄再建は労使一体となって取り組むこと、「労使の相互信頼に基づいた、労使の協力関係を力強く打ち立てること」が急務であると結んでいる（国労編　一九七九、六六―七二頁）。

こうした労使協調の精神は、いうまでもなく日本生産性本部が一貫して追求してきたものである。真鍋・大野は日本生産性本部労働部長深沢敏郎と直接交渉し、国鉄の精神教育への協力を要請、そしてまず試験的に一九六九年一一月一九日から運転指導者研修を行い、一九七〇年四月一日からは、生産性本部会長郷司浩平の「国鉄の教育は国のためだ」という決断のもとに、本格的に生産性研修計画をスタートさせる。まず全国二二〇の動力車区から「札つきの悪い区」一三を選び、研修をスタートさせ、五月には管理局を対象として、生産性指導者研修会も開始している[12]（大野　一九八六、一二七頁）。

では日本生産性本部が、国鉄における生産性教育をスタートさせるにあたって、どのような認識をもっていたのか、「国鉄と生産性運動」なる文書からみてみよう。この文書ではまず、ＩＬＯのフィラデルフィア宣言から生産性運動の基本的な考え方を紹介し、次に生産性運動を成功させるために産業民主主義が必要であると説き、そのために経営側の官僚制の打破と職場の民主化・労使協議制の確立が必要であると指摘している。産業民主化を通じて、労使の対立と妥協の産物ではない、相互理解に立った積極的な意味をもつ合理化が実現される。翻って国鉄の労働運動を見ると、それは階級闘争主義に支配されており、これが職場を暗くしている原因である。

階級闘争主義は、社会構造を、搾取する資本家と搾取される労働者に分け、資本家は労働者の敵であり、労働者の幸福は資本

家側を打倒する以外にないと考える。現場の駅長は資本家の手先であり、職制は敵であるとするため、現場段階においても現場長の吊し上げやビラハリ闘争など、本来労働組合運動とは関係のない陰惨な無意味な闘争が行われる（国労編　一九七九、九五頁）。

このように生産性運動を阻害する原因が、マルクス・レーニン主義に則した労働組合運動にあるとされた以上、その運動の展開が国労・動労への組織攻撃となるのは時間の問題であった。生産性運動の効果が上がるにつれ、国労・動労の組合員は減少していく。一九七〇年一一月から一二月にかけては、国労からの集団脱退という事件が発生し、それまでさほど生産性運動を深刻に受け止めていなかった国労指導部は、正月返上でマル生への対策討議を行うことになった（国労編　一九八一、二五八頁）。これに対して鉄労（鉄道労働組合）は、生産性運動によって勢いを得る。生産性運動に積極的に協力する態度を示す鉄労は、「労働生産性を高めないで、どうして、ベース・アップができるのか」と国労を批判し、「生産性運動――それは鉄労の躍進で」というスローガンによって、組織拡大を目論む（国労編　一九七九、三〇二・三〇六頁）。マル生運動期間中、国労は三万数千人に及ぶ脱落者をだし、二〇万人組織の維持が危ぶまれる状態となり、他方鉄労は一〇万人を突破し、「一〇万人から一五万人への躍進へのチャンスを摑むことによって、国労に追いつき、追い抜き、主力組合に躍進する組織的展望が一〇万台達成を足掛りとして切り拓かれた」と豪語する勢いであった（国労編　一九七九、三一八―三二一頁）。

こうした鉄労の躍進は、鉄労自身が「かつては停滞し、大きな前進をみることのできなかった私たちの組織は、管理体制の正常化によって、一つの障害をトビ越え、みんなの力で、努力で、そして行動でこの一年有半に大きな

躍進をとげることができたのです」（傍点引用者）と語っているように、明らかに国鉄当局の後押しによるところが大きかった（国労編　一九七九、三一二頁）。そもそも日本生産性本部の「国鉄と生産性運動」のなかに、国鉄労働組合運動の階級闘争主義を批判した後、「国鉄のなかにも組合民主主義をかかげ、経済主義的立場にたった運動を指向している労働組合もある」との一文が挿入されており、鉄労は当初から国労に対抗し、生産性運動を推進する組織として期待されていた。

さて生産性教育に感銘を受けた現場長達が、労使一体をめざす生産性運動を推進することになるのだが、その過程で生産性向上そのものよりも国労への組織攻撃が主となっていった嫌いがある（もっとも国労が階級闘争主義をとっている以上、国労の力を削がずに生産性運動は成果が上がらないわけであるが）。結局現場長による国労攻撃と鉄労への勧誘が、各地で不当労働行為事件を生み、公労委の救済命令が発せられることになる。大野光基は国労・動労の卑劣な暴行や脅迫こそ職場を荒廃させたのであって、不当労働行為が国労・動労組織の切りくずしのため大掛かりに行われたというのは、「とんでもない言いがかりである。……確かに多くの管理者の中には、不当労働行為を働いた人がないとはいえない。しかし、それはほんの微々たる数で、大多数の組合員は自らの良心に従って脱退したのである」と反論している（大野　一九八六、二四八頁）。

国労・動労と当局・鉄労が熾烈な組合員の取り合いをし、結果として自殺者までだしたという事態に対して、どちらに責任があるとここで議論するつもりはないが、大野のいうように不当労働行為が単に偶発的なものであるとは考えがたい。なぜなら国労に寄せられた各地からの報告類をたとえ割り引いて考えても、かなり大規模な国労への組織攻撃があったことは明らかであるし、そもそも生産性教育が、国労を敵視するイデオロギー教化を含んでい

たからである。生産性教育には情動的な手法が利用され、それは大野自身が記述しているように、国鉄幹部のなかでも「神がかり」という声があがったほどである（大野　一九八六、一三七―一三八頁）。中央鉄道学園『教育関係業務研究発表会概要集』に載った論文によれば、「情意的手法（心情的展開）とは、……建設的なビジョンを遂行するためには、情動行為（共感協働）の発現が、不可欠であるという認識に立ち、〝人生意気に感ず〟という教育効果を確立することである。理性は情動の制約者であるが、喜びをもたらす力はなく、情動の中にこそ快感を与え、喜びを湧かせる力が存在するからである」。また同文書は、「生産性運動にマルキシズムを対置すると、宣言する相手が存在する以上、これは思想戦、世界観の戦いであると銘記すること」（傍点は引用者）と述べている（国労編　一九七九、二〇七―二〇八頁）。わずか数日の教育で「感激した。俺がやらねば誰がやる」とまでいわせるためには、確かに情動的な手法は成果をあげたようである。しかし生産性運動を、情動的に「思想戦」、「世界観の戦い」と煽ることが、現場長の国労対策を必要以上に敵対的なものにし、不当労働行為を引き起こす原因になったといえまいか。「世界観の戦い」においては、理性的説得による妥協・合意の道は閉ざされる。それは敵を倒す戦いである以上、いかなる手段も許されると考えるのがむしろ当然であろう。

こうしたマル生運動に対して、例えば朝日新聞は一九七一年五月の時点で、既に「神がかり洗脳運動」として批判的な報道を行っていたが、九月以降各紙がこぞってマル生批判キャンペーンを繰り広げるようになる。そのきっかけとなったのが、国労による不当労働行為証拠テープの録音であった。防戦一方であった国労は、八月末の全国大会において組織をかけた反撃を決意、指令第一号を発する。そして間もなく九月八日には静岡地本によって不当労働行為の証拠テープが公労委に提出され、その後各地で続々と証拠テープが録音され、マスコミによってこれが

大々的に報道されることになった。これに対して九月三〇日には日本生産性本部が緊急理事懇談会を開き、「生産性運動の名のもとに労働強化や不当労働行為が行われているのは極めて遺憾」との統一見解をまとめる。そして一〇月八日にはついに静岡管理局関係二件に関して、公労委による不当労働行為認定がなされる。直後の記者会見では、「軌道修正の気は全くない」と強気の磯崎総裁であったが、その当日に水戸管理局能力開発課長の「チェをしぼった不当労働行為をやっていく」との発言が録音されるにいたって、万事休すとなった。一〇月一一日磯崎総裁は衆議院社会労働委員会において、不当労働行為について陳謝、その後生産性大会の開催を見送る地域が増え、一一月一六日には一二月予定の全国生産性大会の中止が決定され、国鉄の生産性運動は幕を閉じる。

七　悲劇の誕生

マル生勝利は総評が「国民春闘」路線によって、春闘の政治化を図っている時期と重なった。総評・国労の政治主義・階級闘争路線にとって幸いであったのは、一九七〇年代前半には公害問題や老人問題が指摘され、自民党政府の推進した生産第一主義が世論の厳しい批判に晒されていたことであった。こうした状況のなかで、総評・国労は世論の支持を受け、政府与党との対決姿勢を強めていく。そのクライマックスが一九七五年「スト権スト」であった。大手民間労使連合と総評との対立は、一九七五年春闘方針をめぐって明らかとなっていたが、「スト権スト」における総評の敗北は、その後の労働運動の中核がもはや官公労の左派労組ではありえないことを明らかにし

た。そのことを象徴するかのように、一九七六年には総評に槇枝―富塚執行部が誕生し、総評は徐々に右派主導の労働運動に自らを順応させていくことになる。

しかし国労は、「スト権スト」の敗北による組織的打撃（当局による処分および損害賠償訴訟）を比較的良く持ち堪え、左派としての立場を堅持する。これは、マル生勝利の遺産によるところが大きい。マル生敗北による現場管理者の士気の低下は、甚だしかった。磯崎総裁の方針変更によって、生産性運動を指揮した真鍋職員局長、大野能力開発課長が更迭され、国労の「不当労働行為者」名簿に基づいて現場管理者の処分が進むに及んで、「ことなかれ」主義が現場に蔓延してしまったという。国労は人事に関して実質的に先任権を獲得し、現場協議制は職場活動家による現場管理者の吊し上げの場となり、ヤミ協定や悪慣行の温床となったといわれる。こうした国労の職場支配、現場労使の馴れ合いが、一九七〇年代後半においてもなお国労が組織力を維持しえた理由である。

しかしこうしたマル生の遺産は、結局国労自らの首をしめることになる。一九八二年には職場規律の乱れによる勤務時間内の飲酒やカラ出張によるヤミ手当て、ヤミ協定などが、事故の多発に伴い新聞に大々的に報道され、保守派の論客による国鉄労使批判も高まる（屋山 一九八二、加藤 一九八二、加藤・屋山・大野 一九八三等）。これに対して国労を擁護する左派の論客は、事故は安全性維持を不可能にする合理化によるものであり、職場の規律の乱れといわれるものは、事実無根であるか事実の歪曲であると反論した（下田 一九八二、八丁 一九八二、小田 一九八六、鎌倉 一九八六等）。しかし職場の規律の乱れは、単にマスコミによる事実の歪曲といってすませられる問題ではなかった。左派の論客のなかにも、マル生以後の管理不在、その中で若い労働者の労働のモラルや職場規律の体得が不十分になったことを指摘する声もある（八丁 一九八二、五六―五七頁）。

さらに左派の論客のなかには、職場規律の乱れを単にマル生以後の弛みということではなく、左派労働運動に内在的な問題として捉えるむきもある。「ズル休みとしての『ポカ休』は、直接的には、個々人の問題であるとはいえ、個々人の生きざまのうちに切りこんでいくような運動をつくりえていないという、国労運動の組合運動としての質にかかわる問題であることが自覚されなければならないであろう」（兵藤　一九八四、七六頁）。階級的労働運動のなかには、資本主義下での労働は全て搾取の対象であるからできるだけこれから逃れようとする傾向、合理化は全て搾取の強化であるから絶対反対するという傾向がある。こうした考えは、労働を労働者にとって意味あるものとし、それをコントロールする可能性を自ら閉ざすものである（兵藤　一九八四、二八―三四頁）。熊沢誠は、こうした「マルクス主義の体制認識と『より少ない労働・より高い賃金』への志向とが、『搾取軽減』を媒介にして結合」したものを、「階級的ものとり主義」と命名、これを批判している（熊沢　一九八四、一一一頁）。さらに高木郁郎は、「階級的ものとり主義」が実は総評の階級闘争路線の本質であったとして、それを疑似階級闘争と呼んでいる（高木　一九八九）。一九六七年国労の採択した反合理化闘争の基本方針では、「反合理化闘争は階級的な闘いであり、これを単なる『ものとり闘争』にしてはいけない」と自戒していた（国労編　一九八六、一〇二頁）。しかし、職場闘争の歴史的勝利ともいえる現場協議制は、それが引き起こした職場規律の乱れによって、結局「ものとり」の場に堕してしまったと批判されることになったのである（兵藤　一九八四、三二頁）。

現場協議制は、原則として階級的組合運動や職場闘争を支持する論者からも、このように批判されることになったわけであるが、さらに一歩進んで、組合組織論として、職場闘争論がはたして妥当なものであったのかを問う向きもある。なぜなら、現場協議制は国労中央の組織統制を弱めるものであったため、これによってマル生以後の現

場労使の馴れ合い・規律の乱れを中央がチェックすることを不可能とし、したがって職場規制の水準を画一的に保つ術をなくしたからである。[13] 高梨昌は、国労による職場闘争路線を、「組合論としてなりたたない」、「ボタンをかけちがえた」ものであったと明快に断じている（高梨他 一九八二、五六頁）。スウェーデンなどでは中央労働組織の統制力を高めることによって、職場秩序を維持するための労組の役割を経営側に認めさせるという形で、社会民主主義を支える労働運動を発展させたことを考えれば、こうした評価はあながち不当ともいえない。

「階級的ものとり主義」、あるいは「疑似階級闘争」に国労の問題をみる議論は、ややもすると階級的労働運動そのものは擁護する議論となるが、やはり伝統的階級主義そのものの問題点を見据える必要があろう（兵藤 一九八四参照）。国労はマル生反対闘争を階級的闘いとして位置づけたわけであるが、不幸にもそこでは差し迫った深刻な問題との対決が回避されていた。つまり雪だるま式に膨らむ国鉄の財政赤字を、どう解決するのかという問題である。なるほど国鉄の赤字は、輸送産業の構造的変化や高度成長型政治によってもたらされた部分が大きい。しかし民間であれば、原因がどこにあるにせよ、赤字が続けば、経営の合理化・人員整理を迫られるのは常識であって、労組としても赤字が嵩むなか、イデオロギー的に合理化絶対反対を叫んでいるわけにはいかない。マル生運動がよくないとしたら、では一体いかにして財政再建を行うのか。代替肢が必要である。資本主義における労働を搾取の対象としてのみ捉える階級主義には、こうした建設的視点が欠如しており、「親方日の丸」と揶揄されてもしかたがない面があった。

国労の階級主義的純化は、また労働の団結という面からみても、問題を孕むものであった。一九七三年の石油ショック以来、徹底した経営合理化に協力し、ますます労使協調を強めていた民間労組にとって、総評―公労協―

国労による階級闘争主義・政治主義は不信の対象にこそなれ、労働戦線統一の契機にはなりうるものではなかった。結局「スト権スト」は、一九六〇年代以降進んでいた民間労組と官公労組との対立構造を鮮明にし、民間労使の交差階級的連合関係を顕在化させることになったのである。つまり総評・国労が左派路線で「勝利し」続けることによって、「労労対立」の溝は埋めることができないほどに深まってしまったのである。また総評が一九七五年春闘、「スト権スト」の敗北によって方向転換を余儀無くされるなかで、マル生の遺産を持つ国労が階級闘争路線を維持しえたということによって、国労は民間からだけではなく、総評内においても孤立していくことになる。国労の分割・民営化反対の闘いは、まさに孤立無援のなかで闘われるほかなかった。

さらにいえば、「スト権スト」は、国労にとって禁断の実に等しかった。スト権奪還を要求することによって、「スト権が欲しければ、民営化しろ」という経営形態移行論を惹起してしまったからである。当初国労への牽制として用いられたこの議論は、やがて自力財政再建が絶望視されるなかで現実の政策日程に組みこまれていく。民営化されれば、国労の主張するスト権は認められるわけだし、国労の批判して止まない鉄道行政への政治的介入に対しても歯止めがかかる。まさに一石二鳥である。しかし国労の階級主義的運動は、経営が公企体という形態によって行われていたという事情に負うところが大きい。公共部門における市場原則の排除という一般的問題については繰り返さないとしても、国労が公企体としてスト権を剝奪されていたからこそ、つまり労使関係が「外部化」されていたからこそ、国労は左傾化し、階級主義を維持しえたという点は、改めて強調しておきたい（稲上 一九八五、一六五頁参照）。仲裁裁定の完全実施を求める実力闘争の過程で、国労は階級闘争路線を確立させることができた。またその後の三六協定、現場協議制、マル生と国労がその階級主義を前進させた闘争をみれば、国労の勝利はいず

れも公労委の判断に負うところが大きい。つまりスト権を奪われた代償として設けられた公労委による調停・仲裁制度こそが、国労の階級的労働運動にとって有利に働いたのである。

そして公労委の判断を国鉄当局が、渋々であれ受け入れることができたのは、当局が公企体であることによって十分な当事者能力を持たなかったからであった。国労は「鉄道政策が政治的に利用されてきた」と非難するが、実は国鉄当局が経営当事者として不十分な能力しか与えられていなかったからこそ、国鉄当局は、経営上の効率・合理性に反すると思われる場合でも、公労委の判断を「政治的に」尊重することができたのである。仮に国鉄当局が経営に最終責任を負う立場にあったとしたら、民間の労使関係から類推して、現場協議制のような職場団交につらなるものはあくまでも拒否したであろうし、赤字の累積するなかでの生産性運動の中止は、たとえマスコミの大掛かりな反対キャンペーンがあったにしろ、ありえなかったのではあるまいか。

つまり国労による階級闘争路線の勝利は、国鉄の経営形態・制度上の特質に負うところが大きいのであり、これが国労の組織的力量と考えていいのかどうか、問題なしとしない。とりわけマル生闘争の場合には、マスコミの力が大きかった。当時を振り返って、富塚三夫総評事務局長は、「私は磯崎氏を中心とする官僚支配体制が一番弱いのは何かということを考えた。これはマスコミが一番弱い、ぼくはそういうふうに官僚の体質の弱さを見抜いて新聞記者のところに駆け込んで、いろんな内容を全部社会的に告発し暴露することをやったわけです」と語っている（国労編　一九七九、一三〇三頁）。同座談会で細井宗一国労中央執行委員はいう。

……（毎日新聞の内藤国夫記者は――引用者）いまでもそうだが正義感が非常に強くて、この問題を連日書いてくれた。毎日

新聞が書いてくれたら朝日も書かざるをえない。大平輝明さんが中心になって書いてくれた。すると読売も黙っているわけにはいかない。……これは国鉄労働者の大きな励ましになったし、社会問題としてもアピールできたと思うんです。その力は大きなものだった（国労編　一九七九、一三二〇―一三二一頁）。

一九七〇年代前半は、「生産第一主義」への批判から、マスコミが一般的に左派労働運動にたいして好意的な時代であった。[14] まさにマスコミが国労のマル生闘争を勝利に導いたといえる部分があった。しかし、皮肉にも分割・民営化の過程で国労に引導を渡したのも、やはりマスコミであった。国労がマル生の勝利に酔い痴れ、労使蜜月を楽しんでいる間に、保守統治連合は、交差階級的連合を通じて民間労組を保守支配体制へと組み込み、マル生の教訓に学び周到なマスコミ対策を練って、国鉄分割・民営化へと臨んだ。これに対して自らの主体的力量を見誤った国労は、効果的反撃の糸口すら見出せず、決定的組織破壊を許してしまった。

要約しよう。国労は、その制度的条件と時代的背景に助けられて、現場協議制を確立し、マル生闘争に勝利しえた。しかしこれは大きな犠牲を伴うものであった。つまり「労労対立」の激化、民間における交差階級的連合の強化である。労働の統一を犠牲にしてまで突き進んだ階級闘争主義であったが、一九七五年「スト権スト」時には総評・国労への「追い風」は止んでいた。社会的には既に不況のあおりから「生活保守」といわれる風潮が支配的となり、そのなかで総評は柔軟化し、左派路線を守る国労は孤立を深めた。「スト権スト」は国労の総評内における孤立化につながったというだけでなく、自らの組織基盤を切り崩すことにもなった。なぜなら「スト権スト」が経営形態移行論を再浮上させることになったからである。[15] また現場協議制は、マル生の勝利を経て職場規律の乱れを

招く元凶となり、皮肉にも一九八二年には、かつて国労のマル生闘争を勝利に導いたマスコミが一斉に反国鉄キャンペーンを張り、国労の階級的労働運動に引導を渡すことになる。国労の転落は、民営化という限られた文脈では、右派労組の過度ともいえる国家・資本への接近に原因があったといえる。しかしそうした交差階級的連合を実現させたのは、実は国労の標榜した階級的労働運動であった。

先進資本主義国における主流労働運動としては、総評・国労の階級闘争路線は極めて特異なものであったといえる。最も労働の組織力を高めることに成功したスウェーデンの場合をみると、労働の中央組織ＬＯは早い段階でマルクス・レーニン主義と訣別し、経営合理化を認め、経営戦略としても労働の組織化・中央集権化が有利であることを資本に認めさせた。これに対して国労は、階級闘争主義をとることによって、労働の分裂を固定化し、資本主導による階級交差的連合の形成を許し、合理化に絶対反対し、中央本部の職場統制を放棄した現場協議制の導入によって、現場の規律荒廃を許した。そしてその運動は自らの組織を結局壊滅的状態に追いやったというだけではなく、その突出した急進性ゆえに民間労組との連帯を不可能にし、結果として一九八〇年代中葉の保守支配体制の完成を助けたのである。現在の保守勢力に対する社民勢力の劣勢は、ポスト・フォーディズムという文脈に規定された構造的な部分もある。しかし日本固有の条件として、戦後階級闘争路線が主流労働運動を支配し、組織労働の統一を不可能にしてきたということ、翻ってそれが右派を企業主義の枠内に閉じ込めてしまったということが挙げられる。そしてそれらの条件は、まさに戦後日本の制度的枠組に規定されたものに他ならなかった。

＊本稿は文部省科学研究費・重点領域研究「戦後日本形成の基礎的研究」および新潟大学現代社会文化研究科の助

成による研究成果の一部である。

注

（1）交差階級的連合については、拙稿（一九九四）を参照されたい。

（2）国鉄の分割・民営化に関しては、賛否両論の立場から夥しい著書・論文が発表されているが、政治学者による業績は意外に少ない。政治過程分析として、土井・早川・山口（一九八五）、草野（一九八九）、国労を直接分析の対象としたものとして、早川（一九九二）を挙げておく。

（3）自民党政権の瓦解が必ずしも保守支配体制の終焉ではないことは、拙著（一九九三）でも指摘したが、今日の政界再編をめぐる「混迷」・多党化現象は、かつて保守合同を促した対抗勢力が霧散した結果、保守を一党に統一しておくタガが外れたことによる。いわば対抗勢力がなくなったことによって、保守勢力は分裂・競合する余裕が生まれたのであり、これは「保守全盛の時代」としか形容のしようがない。いうまでもなく、最も利益誘導に長けた政治家集団である新生党が、自民党長期政権に変わる保守二大政党制を実現しえたとして、それが利権追求型政治を変える保証は全くない。

（4）敗戦直後の労働運動の整理としては、山本（一九七四）が良くまとまっており、参考になる。

（5）国鉄の公企体への移行に伴い、国鉄労組総連合会（国労の前身）と当局との間に結ばれた労働協約が無効となる。これはユニオン・ショップ制、同一労働男女同一賃金、人事についての協議、経営の基本計画についての組合との協議などを合意した「進歩的」内容となっていた（国労編　一九八一、五二〇―五三三頁）。当時の事情に詳しい有賀宗吉の回想によれば、「組合側は『日本で最も完備したものである』と自慢していた。中労委会長の末弘厳太郎も『一般の基準になる』

と大変満足していた。が、当局側にとっては、相当〝重い〟協約だった。ある幹部は、『二・一ストの最中の交渉だったからね。それにしても、末弘先生に負けた、という気持（ママ）だ』といっていた」（有賀 一九七八a、一三四頁）。

（6） 国鉄新潟闘争については、国労新潟地本編（一九七九）、鉄労新潟地本編（一九七一）、有賀（一九七八b）、塩田（一九六三）を参照した。

（7） マル生とは、生産性運動を指導した能力開発課の発行した『能力開発情報』において生産性運動を省略して㊥運動と書いたことからきている。

（8） 「スト権スト」については、国労編（一九八一）、公労協編（一九七八）の他に、熊沢（一九八二）、高木（一九九一）を参照されたい。

（9） この点については、辻中（一九八六）、伊藤（一九八八）、さらに拙著（一九九三）を参照されたい。辻中は「コーポラティズム化」という概念によって、そして伊藤は労使連合という概念によって、一九七〇年中葉以降の民間労使と保守政権との関係を分析しているが、筆者はそうした関係が実はデュアリズムの強化拡大を促したという点に注意を促した。二者間関係からは単に協調関係といえても、他の利害関係者を含む構造的視点を導入すれば、権力関係がみえてくる。

（10） 一九六〇年代末以降、国労への社会主義協会の浸透が著しく、マル生において徹底抗戦を指導したのは、協会派の活動家達であった。大嶽（一九九四）、第二部第五章を参照されたい。

（11） 当時磯崎総裁は、「昭和三五、六年頃までは、いまのような職場のタルミ、管理体制の弱体化はなかった。崩れかけたのは七～八年前からで、組合の職制マヒが効を奏してきたからだ」、「最近はストが日常茶飯事になってしまった。……企業に対する愛情も、利用者に対する誠意もない者たちは、一刻も早く国鉄を出て行ってもらいたい」、「管理者がだらしない。職場管理を現場長が忘れている」、「管理局は弁明弁護を促進して現場長をバックアップせよ」と語っていた（大野

一九八六、九五頁）。

(12) 国鉄生産性運動への日本生産性本部のコミットは、大野によれば、郷氏会長の決断に基づくものであるが、それが失敗に終わったためか、日本生産性本部編の一五〇〇頁近くに及ぶ『生産性運動三〇年史』では、僅か一〇頁ほど、しかも第三者的にこれに言及しているにすぎない（生産性本部編 一九八五、八二〇―八三〇頁）。

(13) 「マル生紛争後、職場当局は労働組合との紛争を避け、現場長の裁量で可能なかぎりは組合の要求を認め、職場で解決できない事項に関しては組合の意見を局に上申するという態度をとっている。こうした態度のもとでは、職場の問題のすばやい解決がある程度可能となるかもしれない。けれども、そこでは、一方では、職場毎の労働条件規制の水準のバラツキが拡大しがちであり、他方では、分会・支部の役員による請負化が進みがちである。こうして、先進職場では高度な組合規制は維持されはするものの、職場間の規制水準の格差は放置される傾向をはらみ、また、規制する主体としての労働組合の運動は停滞化する傾向をはらむことになる」（兵藤他 一九八一、四六九―四七〇頁）。

(14) この点については、拙著（一九九三）、第三章を参照のこと。

(15) 国鉄民営化論は、一九五〇年代に小林一三、五島慶太といった財界人によって唱えられたことがある（中西 一九八七、一二七頁以下）。その議論が一九八〇年代のそれをほぼ完全に先取りしていたことを考えれば、国鉄の分割・民営化が単に経済合理性ではなく、政治的思惑に左右されたものであることがわかる。

参照文献

青木正久　一九九一　「国鉄労働運動（一九四五～四九年）――人事管理の『民主化』を中心に――」労働争議史研究会編

『日本の労働争議（一九四五～八〇年）』東京大学出版会。
有賀宗吉　一九七八a　『国鉄の労政と労働運動　上』交通協力会。
――――　一九七八b　『国鉄の労政と労働運動　下』交通協力会。
石川真澄・広瀬道貞　一九八九　『自民党――長期支配の構造』岩波書店。
伊藤光利　一九八八　「大企業労使連合の形成」『レヴァイアサン』（二号）。
稲上毅　一九八五　「国鉄労使関係の改革」『経済評論増刊　国鉄再建を考える』。
大河内一男編　一九六六　『資料戦後二〇年史4　労働』日本評論社。
大嶽秀夫　一九八六　「日本社会党悲劇の起源」『中央公論』（一〇月号）。
――――　一九九四　『自由主義的改革の時代』中央公論社。
大野光基　一九八六　『国鉄を売った官僚たち』善本社。
小田美智男　一九八六　『危機にたつ国鉄労働者』オリジン出版センター。
加藤寛　一九八二　「国鉄解体すべし」『現代』（四月号）。
加藤寛・大野光基・屋山太郎　一九八三　「またまた国鉄労使国賊論」『文藝春秋』（八月号）。
鎌倉孝夫　一九八六　『「国鉄改革」を撃つ』緑風出版。
河西宏祐　一九八二　「『電産二七年争議』論――戦後日本における『企業別主義』確立の画期」清水慎三編著『戦後労働組合運動史論』日本評論社。
草野厚　一九八九　『国鉄改革』中公新書。
熊沢誠　一九八二　「スト権スト・一九七五年日本」清水慎三編著『戦後労働組合運動史論』日本評論社。

――　一九八四　「分会活動の必要性と可能性」兵藤釗編『国鉄労働運動への提言』第一書林。
久米郁男　一九九二　「労働の参加なき勝利？――雇用政策の政治経済学」『レヴァイアサン』（一一号）。
公労協（公共企業体等労働組合協議会）編　一九七八　『公労協スト権奪回闘争史』イワキ出版。
国労（国鉄労働組合）編　一九七九　『国鉄マル生闘争資料集』労働旬報社。
――編　一九八一　『国労権利闘争史』労働旬報社。
――編　一九八六　『国鉄労働組合四〇年史』労働旬報社。
国労新潟地方本部（運動史編さん委員会）編　一九七九　『国鉄新潟・不屈の三〇年』国労新潟地方本部。
塩田庄兵衛　一九六三　「国鉄新潟争議」藤田・塩田編『戦後日本の労働争議　上』御茶の水書房。
志摩好達　一九八六　「職場を崩壊させた国鉄労使――公社を舞台に演じられた国労による職場崩壊への道」国鉄国民会議編『国鉄二つの大罪』啓正社。
清水慎三　一九六三　「三井三池争議」藤田・塩田編『戦後日本の労働争議　下』御茶の水書房。
――　一九八二　「三池争議小論――八〇年代からの再論」清水慎三編著『戦後労働組合運動史論』日本評論社。
下田守一　一九八二　『嵐のなかの国鉄』労働旬報社。
新川敏光　一九九三　『日本型福祉の政治経済学』三一書房。
――　一九九四　「社会民主主義論再考――スウェーデン研究を手掛かりにして――」『法政理論』（二六―四）。
生産性本部（日本生産性本部）編　一九八五　『生産性運動三〇年史』日本生産性本部。
総同盟（五〇年史刊行委員会）編　一九六八　『総同盟五〇年史　第三巻』光洋社。
総評（四〇年編集委員会）編　一九八九　『総評四〇年』総評資料頒布会。

高木郁郎　一九八九　「日本における労働組合の『転開』」『社会政策叢書第一三集・転換期に立つ労働運動』啓文社。
――――　一九九一　「公労協『スト権スト（一九七五年）――政治ストの論理と結末――』」労働争議史研究会編『日本の労働争議（一九四五～八〇年）』東京大学出版会。
高梨昌他　一九八二　「シンポジウム・国鉄労使関係と国鉄改革の問題点」『経済評論別冊　行革と官公労働運動の危機』。
田端博邦　一九九一　「現代日本社会と労使関係」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会五　構造』東京大学出版会。
辻中豊　一九八六　「現代日本政治のコーポラティズム化」内田満編『政治過程三』三嶺書房。
鉄労（鉄働労働組合）新潟地方本部編　一九七一　『伸びよ鉄路の果てまでも――国鉄新地労一二年史』鉄道労働組合新潟地方本部。
土井充夫・早川純貴・山口裕司　一九八五　「現代日本における政治過程へのアプローチ――第二臨調と国鉄問題――」『阪大法学』（一三六号）。
中島正道　一九八二　「戦後激動期の『下からの経営協議会』思想」清水慎三編著『戦後労働組合運動史論』日本評論社。
中西健一　一九八五　『戦後日本国有鉄道論』東洋経済新報社。
――――　一九八七　『国有鉄道――経営形態史――』晃洋書房。
日本労働協会編　一九六二　『合理化と労働組合』日本労働協会。
屋山太郎　一九八二　「国鉄労使『国賊』論」『文藝春秋』（四月）。
八丁和生　一九八二　『いま、国鉄は――深まる危機と国民の選択――』法律文化社。
早川純貴　一九九二　「国鉄の『分割・民営化』をめぐる総評指導と国労の抵抗力」『阪大法学』（一六四・一六五号）。
兵藤釗　一九八二　「職場の労使関係と労働組合」清水慎三編著『戦後労働組合運動史論』日本評論社。

――　一九八四　「総論」兵藤編『国鉄労働運動への提言』第一書林。
兵藤釗他　一九八一　「国有鉄道の労働運動――職場の労働条件規制と国労『民主的規制』路線――」労使関係調査会編『転換期における労使関係の実態』東京大学出版会。
平井陽一　一九九一　「三井三池争議（一九六〇年）――人員整理の『質』と三鉱連離脱問題」労働争議史研究会編『日本の労働争議（一九四五～八〇年）』東京大学出版会。
樋渡展洋　一九九三　「戦後日本の社会・経済政策レジームと与野党競合」『年報近代日本研究一五　戦後日本の社会・経済政策』。
藤田若雄・塩田庄兵衛　一九六三　『戦後日本の労働争議　上下』御茶の水書房。
松崎義　一九九一　「鉄鋼争議（一九五七・五九年）――寡占間競争下の賃金闘争――」労働争議史研究会編『日本の労働争議（一九四五～八〇年）』東京大学出版会。
山下静一　一九九二　『戦後経営者の群像』日本経済新聞社。
山本潔　一九七四　「『産業再建』と諸政治主体」東京大学社会科学研究所編『戦後改革五』東京大学出版会。
渡辺治　一九九一　「現代日本社会と社会民主主義」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会五　構造』東京大学出版会。